

平成 27 年度 第 1 回環境審議会 会議報告について

日時：平成 27 年 8 月 21 日（金）14：00～16：00

場所：野洲市役所（2 階）庁議室

出席者：委員 9 名（欠席 3 名）、市長、市職員（6 名）

傍聴者：なし

1. 開会

（吉川課長）

定刻になりましたので、ただいまより平成 27 年度第 1 回野洲市環境審議会を開催させていただきます。委員の皆様には、ご多用の中、審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。当審議会の事務局を預かっております環境課長の吉川でございます。議事に移るまで進行をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、当審議会の位置づけでございますが、当審議会は野洲市環境基本条例第 15 条によりまして、市長の諮問機関として設置されたものでございます。委員の任期は 2 年。委員総数は 15 名以内としております。現在 12 名の委員の皆様就任いただいているところでございます。

本日の審議会の成立でございますが、条例第 15 条第 2 項及び、運営規則第 6 条第 2 項において、委員の半数以上の出席が必要としております。ただいま 9 名の委員の皆さんに出席いただいておりますので、本審議会が成立していることをまずご報告いたします。なお本日欠席の委員様でございますけれども、1 号委員の岸本様、それから 2 号委員の桑原様でございます。それと 3 号委員の鈴木様は、出席のご意向と聞いておりましたが、まだお見えになっておりません。のちほどお見えになるかもしれません。

それでは開会にあたりまして、山仲市長よりご挨拶を申し上げます。

2. 挨拶

（山仲市長）

皆さん、こんにちは。野洲市長の山仲でございます。本日はご多用の中、審議会にご出席いただきましてありがとうございます。日頃は野洲環境保全のために皆様方からご協力、ご支援を賜り、心からお礼申し上げます。そして委員のご就任も併せてお礼申し上げます。

本日の審議会は、ご案内しておりますように、野洲市の環境基本計画の見直しが一番大きな課題でございます。昨年度からいろいろと情報の提供やご意見いただいておりますが、今日は正式に諮問させていただき、ご審議いただき、最終的な答申をいただくというスケジュールになっております。計画につきましては、ぜひ新しい視点、あるいはいろいろな制度を踏まえて、かつ、これまでの市民のいろいろな活動の取り組みもありますので、それが一層伸びるように、かつ、その成果、実績もわかるような、そういった観点も含めた上で、これまでの計画はありますがそこを客観化していただき、できるだけ実効性のある、そして見通しのいい計画に仕上げていけるようなご意見、ご提案をいただきたいと思います。

そして本日、いくつか報告をさせていただきます。一つ大きなものは、旧三共の事業所の農薬埋設物の問題です。この事業所は戦前からあった農薬工場ですが、ある時期から農薬事業をやめて、工場の建物が残っていました。それが最近工場の建物除去をされ、その跡地利用については、市も全然聞いてはいなかったのですが、7月に入ってから太陽発電事業をやるということで、正式に市に報告がありました。どうも内々で事業者と話をしたりして、第三者に土地を貸し、土地利用を行うということでして、私も聞いたのは7月の半ばを過ぎてからです。担当レベルでは一旦は問題ないというようなことを言ったようですけれども、それは一般的な土地利用に関しての制約の事のようにして、私としては従来から問題視をしております。

本日の資料にもありますが、平成23年に、あそこには二つ農薬が埋設されている事案がありました。一つが今回問題になる昭和30年代の工場での火災で生じたヒ素、水銀の有害物質を封じ込めたというピットがあります。それと、昭和47年にDDTとかそういった農薬が国で禁止をされたときに、国の指導で、製造者責任で、それぞれ都道府県にあった農薬事業所は自ら出荷したものを集めて保管するということがありました。これについては平成になってから、滋賀県の事業所と京都の事業所だけが残っていましたので、滋賀県の事業所についてはこの平成22年、23年の段階で市も支援をしまして除去をいたしました。無害化をして全部処理をしました。

そのときに、昭和30年のときに保管されていたものをどうするかということがあったのですが、そのときにはまだ事業所が稼働していましたし、将来の課題解決もあるということで、そのときは問題視しなかったのですけれども、建物が除去され、今回突然、そこを太陽光発電事業所にするという事になったのです。そこで私たちは、向こうの総務部長に来てもらいました。法的に、完全にそれに当てはまる条項があるかという、ないのですが。まずは県の公害防止条例で登録された土地でありますし、この土地が別の目的、宅地化されるなどの場合は、ご承知のように、土壤汚染対策法の登録地になって対策が必要な土地です。太陽光の場合、引っかかりはないようではあるのですが。

昭和30年の段階ですから、恐らくピットにすべて封じ込められているのか、どのように管理されているのか、これも恐らく不明です。それがあつたので、敷地境界で本日の報告事項にもありますとおり水質調査をしているわけです。本来ですと、事業目的、農薬工場から発電用地に変わるという段階で、一般的な企業であれば、きちっと処理をするというのが普通なのですが、突然用途変更を申し出られました。そのため私が説明を求めて、その時はっきりした返事がなかったので、本日の資料として提供しておりますとおり、公文書できちっと整理をして要望を出しました。これについては弁護士とも相談しましたし、県とも調整したうえで出しております。まさに地域の環境問題からすると、かなり重要な事項であります。

7月22日に向こうの総務部長に来ていただき、私が口頭で正式に申し入れ、それを後日文書化するという事でこの文書を出したのが8月4日です。それから一切何の連絡もありません。さらに7月22日に総務部長が私のところへ来てくれたときに、翌日が地元説明会ということだったので、後日、自治会長に尋ねたら、市から何らかの申し入れがあつたということも一切報告されてないということでした。これも通常考えられない対応です。

今日のご審議いただくことではありませんけれども、野洲市の環境にかかわる重大な問題ですし、一級河川、野洲川の直近の土地でもありますので、本日、ご報告をさせていただいて、ご意見を伺いたいということで、提案をしたいと思います。

それともう一つ、クリーンセンターについては順調に事業を運んでおりまして、来年の秋には新しい施設で操業いたします。大きな問題は既存の施設を解体することです。今、計画をしておりますが、その調査で、ダイオキシン類が、基準内ではありますけれども、かなり高いデータが出ていますので、今後きちっと環境対策を打ったうえで、対応いたします。それについても、現時点での情報を合わせてご報告をさせていただきます。

盛りだくさんな内容であり、また、計画については継続してご審議いただくこととなりますが、ご審議賜りますようお願いいたしまして、開会にあたってのご挨拶といたします。どうぞよろしくをお願いします。

(吉川課長)

ありがとうございます。ただいまの内容については、後ほど詳しく担当のほうから説明させていただきます。

それでは、まず、本日の会資料の確認をさせていただきます。まず、次第でございます。2面に議員さんの名簿を掲載したものが一点。それから、審議会の組織、及び運営に関する規則を掲載したものが一点。それから、資料といたしまして1、2、3、4の1、4の2、4の3となっております。ご確認をお願いいたします。それにご不足がございましたらお申し出ください。

また、本日の会議ですけれども、会議の記録に正確を期すために録音と、それから、写真撮影をさせていただきますので、あらかじめご承諾ください。なお、市長は公務の都合がございまして、会議の途中で中座をさせていただく場合もありますので、あらかじめご了承くださいと思います。

次に、委員の自己紹介をいただきたいと思います。今回、委員の更新、新しくまた就任していただいた委員さんもいらっしゃいますので。それでは、市川委員の列から順番に言っていただきまして、そのあと、島田委員の列でお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

(市川委員)

龍谷大学の市川でございます。龍谷大学はいろいろ、京都にもあるのですが、私は瀬田丘陵のほうにある龍谷大学でございます。大気環境を専門に教育、研究しております。よろしくお願いします。

(松村委員)

南部環境事務所の松村と申します。どうぞよろしくお願いします。

(田中委員)

連合会の会長をやっております田中と申します。よろしくお願いします。

(東郷委員)

生活学校から代表でまいりました、東郷ミエ子でございます。よろしくお願いします。

(水島委員)

失礼いたします、環境基本計画推進会議員の水島佐知子と申します。よろしくお願いいたします。

(島田委員)

京都大学の島田です。専門は有害物質の環境リスクっていうものを専門として研究しております。どうかよろしくお願いいたします。

(松沢委員)

中主漁業から、協同組合からということで、松沢と申します。専門は、漁師でございます。

(富田委員)

農業委員をやっております、富田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

(渡部委員)

渡部と申します。湖南・甲賀環境協会の野洲地区代表として来ております。よろしくお願いいたします。

(吉川課長)

ありがとうございます。続きまして、事務局のほうも引き続いて紹介させていただきます。

(山仲市長)

お世話になります。どうぞよろしくお願いいたします。

(中井所長)

野洲クリーンセンターの中井でございます、どうぞよろしく。

(南井専門員)

南井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

(西村課長補佐)

西村でございます。よろしくお願いいたします。

(井狩専門員)

井狩です。よろしくお願いいたします。

(中野主任)

中野です。よろしくお願いいたします。

(吉川課長)

それから、私、吉川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。また、今回、第2次環境基本計画策定にあたりまして、支援業務を委託しております、株式会社総合環境計画様から、橋本様と、黒崎様に同席いただいております。

(橋本)

橋本でございます。よろしくお願いいたします。

(黒崎)

黒崎です。よろしくお願いいたします。

3. 会長・副会長の選出

(吉川課長)

よろしくお願いいたします。次に、次第の3、会長、副会長の選出に移らせていただきます。会長の専任につきましては、規則第5条、委員の互選によって定めると掲載されてございます。会長、副会長の候補者につきまして、ご意見がございましたら、お願いしたいと思います。

(水島委員)

事務局一任でお願いしたいと思います。

(吉川課長)

はい。ただ今、事務局一任というご意見をいただきましたが、よろしいでしょうか。

(一同)

はい。

(吉川課長)

それでは、事務局の案といたしまして、会長に市川委員、それから、副会長に松沢委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(一同)

はい。

(吉川課長)

ありがとうございます。それでは、皆様にご承認いただきましたので、会長に市川委員、副会長に松沢委員ということで決定させていただきます。それでは、市川委員につきましては、会長席にお移りいただきたいと思います。

それでは、会長に専任されました、市川委員からさっそくご挨拶をお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

(市川会長)

このたび、会長に選んでいただきまして、どうもありがとうございます。2 年間、前期も会長をやらせていただきまして、同じく副会長の松沢さんが横にでんと構えていただきまして、非常に心強く思っております。それから、委員の皆様も、市に対して厳しい意見も言われるのですが、非常に良識のある内容ですので、そういう意味では、非常にやりやすくありがたく運営できたと思います。

私は野洲の市民ではないのですが、昔よく名神で関西から東京行くときに、滋賀県に入ると三上山が最初にぱっと見えて、今から思うと、あのとき、野洲に向かって走っていたんだなというような気がします。今は新幹線でこのあたりを通ると、自然豊かな中でも、ここは山があって、川が流れていて、田園風景が見えるという、自然豊かな中でも非常にいいところだと思います。恐らく新幹線に乗っている人や、高速を走っている人は、ここは野洲市だっていうことはあんまり意識されてないと思うのですが、自然の環境のいいところは結構楽しんでおられるんじゃないかと思っております。そういう意味で、このあと、この 2 年間の任期の環境基本計画策定というのは非常に大きな仕事になってくると思います。

もちろん地元の方、市民の方が中心になるのは確かなのですが、市民以外の方も自然とか環境を多分大事に思っておられて、そういう観点からでもいいものを作り上げていければいいなというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(吉川課長)

ありがとうございます。それでは、これより議事のほうに入らせていただきます。これ以降の進行は、会長にお願いしたいと思います。なお、本日の審議会は午後 4 時をめぐりに終了予定とさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

4. 諮問

(市川会長)

それでは、議事次第、4 番の諮問について、事務局から説明をお願いいたします。

(吉川課長)

それでは、市長から諮問させていただきます。

(山仲市長)

野洲市環境審議会会長様、第 2 次野洲市環境基本計画の策定について、諮問。協議の事項について野洲市環境基本条例（平成 16 年 10 月 1 日条例第 136 号）第 8 条第 3 項に基づき、貴審議会の意見を求めます。諮問趣旨については省略させていただきます。では、お世話になります。ど

うぞよろしくお願いいたします。

(市川会長)

ただいま、市長より諮問をいただきましたので、諮問に対して、私ども、この委員会の意見をまとめてご支援をさせていただきます。

5 (1). 議事1 第2次野洲市環境基本計画の策定について

(市川会長)

それでは、第2次野洲市環境基本計画について検討し、報告するというので、本会議を進めさせていただきます。それでは5番の議事の最初、第2次野洲市環境基本計画の策定について、事務局より説明をお願いいたします。

(井狩専門員)

環境課の井狩でございます。よろしくお願いいたします。それでは、第2次野洲市環境基本計画策定につきまして、ご説明をさせていただきます。スクリーンとお手元の資料1となりますので、両方ご確認いただきながら、進めさせていただきます。

1枚めくっていただきまして、資料の構成は以下のとおりでございます。

2ページ目。1番、第2次野洲市環境基本計画のこれまでの検討の経緯でございます。これにつきましては、昨年、平成26年度から、当環境審議会で、現行計画の背景や各事業との整合、これまでの取り組みの検証などをいただきました。簡単にそのおさらいをいたします。

野洲市環境基本計画、現行計画の概要でございます。策定は平成19年、2007年の3月。計画の期間は平成19年から10年間でございます。将来ビジョンとしては、「命の水、育む緑、安心のまち野洲」を掲げておりまして、分野別のビジョンとしては、自然分野、ごみ・資源分野、まち・くらし分野の3分野で進めさせていただいております。

取り組みの具体的な体系につきましては、それぞれの分野ごとで川、山。ごみ・資源分野におきましては、環境学習、ごみ減量問題。まち・くらし分野におきましては、景観、交通と、こういった体系で進めております。

次のページ、第2次野洲市環境基本計画策定の方向性でございます。第2次環境基本計画の方向性としましては、技術の進歩、社会情勢の変化に応じ、法制度等も踏まえ、たうえで、計画策定に取り組むということで進めさせていただきます。上位計画の整合を図りながら、また、他事業との整合を図りつつ、これまで取り組みを行ってきたことを公平性、持続性、実現性の観点から、ゼロベースから組み立てていくということで進めさせていただきたいと思っております。

次のページ、これまでの第2次環境基本計画策定のステップでございます。こちらの上三つは平成26年度に、先ほど説明しましたとおり進めさせていただきました。本日、検討いただきたい事項としましては、この三つ。上位計画との整合性、第2次環境基本計画の基本的事項の検討、それから、第2次環境基本計画の施策の体系というところを、本日ご協力いただきまして、皆さんから貴重なご意見をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。それから、

次回の審議会におきましては、その具体的な内容、中身やプロジェクトを進めていきたいと思っております

次のページ、そのスケジュールにつきまして、平成 26 年からスタートし、目標は平成 28 年の 8 月までに第 2 次環境基本計画の草案、議会に提出できるものを策定していきたいと思っております。本日は、右のほうの星印の 3 番目、上位計画との整合性再確認に進んでいる段階でございます。

では次のページ、上位計画等の整理でございます。まず、中ほどに、第 2 次野洲市環境基本計画につきまして、現行計画の第 1 次野洲市環境基本計画の取り組みを引き継ぎながら、上位計画であります、野洲市総合計画、及び野洲市環境基本条例の施策を具現化していくということでございます。それから、野洲市の関連計画との整合を図ってまいります。そして、国、県との環境の計画の制度等も反映しながら策定していくということでございます。

次のページ、野洲市総合計画でございます。平成 24 年 4 月に改定したもので、目指すべき都市像は記載のとおりでございます。まちづくりの基本的な目標については、六つの項目で取り組んでおります。そして施策の体系のうち、この赤枠で囲っているところが、環境基本計画と深くかわりのある事業です。こういったものを第 2 次環境基本計画に取り入れながら、また、これを具体化しながら、策定していくということでございます。

では、次のページ、国の第 4 次環境基本計画、平成 24 年 4 月に策定されたものでございます。目指すべき持続可能な社会の姿として、低炭素、循環、それから、自然共生。こういった各分野を統合的に達成していくということで、その基盤として、安全が確保されているということを国が示しているもので、九つの優先的な取り組む重点分野を掲げています。こういったことも情報として取り入れながら、第 2 次環境基本計画の策定につなげていくということを考えております。

次のページ、滋賀県の環境総合計画で平成 27 年の 2 月策定です。三つの基本の目標を掲げており、赤で囲っているところがキーワードになってくるかと思います。こうした県の目指すべき姿もまた、野洲市の計画にも反映したいと考えております。

次のページ、現行計画策定以降の情勢の変化として、大まかなものを記載しております。まず、地球温暖化対策推進法の改正、2020 年以降の温暖化対策に向けた動きも情勢の変化でございました。それから、生物多様性の危機。また、エコまち法、都市の低炭素化の促進に関する法律。それから、環境問題に関する、いわゆる環境教育の促進に関する法律。それから、市民意識として、大きいものとしましては、東日本大震災を契機に、市民の省エネの意識の浸透というものがあったかと思います。こういったものの中で、生態系の項目中、野洲市の河川の環境の保全として家棟川流域における不法投棄の廃絶活動がございました。市の取り組みの中でも特に変化が大きかったものとして、国からも表彰をいただいた家棟川流域の活動を、非常に成果があったということで、特に挙げております。

次のページ、第 2 次野洲市環境基本計画の考え方でございます。以上に説明したことを踏まえて、国、県の方向性に対して、基礎自治体、野洲市として対応すべき内容を明らかにする。また野洲市の総合計画に掲げた、環境関連分野の施策を具体化するという方向で取り組みを進めていきたいと考えております。そして、国、県、それから、野洲市の総合計画、これを縦軸、横軸でこういった表でまとめております。それぞれ関連する目標として、順番はばらばらになっておりますけれども、四つの基本目標を掲げて、第 2 次環境基本計画の策定をしていきたいと考えてお

ります。

次のページ、第 2 次環境基本計画の考え方でございますが、前ページで掲げた四つの目標、その 1 番目としては、安全で快適な生活環境づくり。そして 2 番目、循環型社会・低炭素社会作り。3 番目は里山から琵琶湖へつながる自然環境の保全。4 番目は環境学習の推進による市民活動の促進。この四つの柱で目標を掲げまして、第 2 次環境基本計画を作り上げていきたいと考えておりますが、また、ご意見を頂戴したいと思っております。

そして、この四つの目標に対して、基本理念でございます。変更案にはまだ何も書いておりませんが、一番最後のページに野洲市の事務局案として記載しております。ただ、この案、中身についても、この審議会で皆さんのご意見を頂戴しながら、作り上げていきたいと思っております。

次のページ、先ほどの四つの目標のうちまず 1 番目の基本目標「安全で快適な生活環境づくり」。この施策の方針、それから、施策の内容。次の審議会では、このあたりを具体的に示していきたいと思っておりますが、現段階では、施策の方針としては「大気環境、水環境の保全対策」。以下、四つの方針で進めていきたいと思っております。そして施策の内容につきましては、「大気・水質の把握と、情報発信」ということで考えており、以下、このような内容で取り組んでいきたいと思っております。キーワードにつきましては、たくさん記載しておりますので、一つ一つ見ることは割愛させていただきますが、このようなキーワードがあるかというように整理をしております。

次のページ、基本目標 2「循環型社会・低炭素社会づくり」。「3R の推進」。以下、三つの方針で取り組んでいきたいと思っております。施策の内容につきましては、「ごみ資源化の促進、ごみ分別の徹底」、こういった内容で取り組みを進めていきたいと思っております。キーワードは以下のとおりでございます。

次のページ、基本目標 3「里山から琵琶湖へつながる自然環境の保全」でございます。これについては、「生物多様性の維持・向上」、「里山の保全」、こういったかたちで四つの方針を掲げて、それぞれの内容で進んでいきたいと思っております。こちらについては、やはり里山から琵琶湖につながるという、こういった地域の自然環境、地域的な条件というのは、野洲市の独自性であり、野洲市ならではのこういった取り組みもできるであろうということを考えておりますので、重点プロジェクトにおいてこの内容も取り組んでいきたいと考えております。

なお、本日ご欠席の 1 号委員の岸本委員から、少しご意見をいただいております。ご意見としては、里山から琵琶湖へつながる自然環境の保全ということで、里山から琵琶湖へつながる、ここまでは野洲市としても地理的なこと、非常にいい表現で書いていると。ところが、自然環境の保全となると、ここで、つながるというせっかくの言葉が少し薄れてしまうのではないかというようなご意見を頂戴しております。保全というよりも、もう少し違った表現がないかというようなご意見をいただいております。事務局としましては、例えば、自然環境づくりであるとか、そういった表現というのもあり得るのかなというようなことも考えております。また、この辺も皆さんのご意見を頂戴したいと思っております。

それから、水環境の保全推進というところでございますが、水環境というよりも、せっかく里山から琵琶湖につながるという表現があるのであれば、水循環、ここを循環というかたちで変えて、例えば、保全推進というよりも、利用とかそういった表現で考えていってはどうかというご意見を頂戴しておりますので、また、皆さんもご意見をいただきたいと思います。

次のページ、基本目標 4「環境学習の推進による市民活動の促進」でございます。これは「環境学習の推進」以下、三つの方針で進めていきたいと考えております。「ライフステージに応じた環境学習の充実」といったものを内容として掲げて、プロジェクトのほうにつなげていきたいと思っております。

次のページ、先ほど冒頭で申し上げたように、次回の環境審議会では、先ほど見ていただいた、重点プロジェクトの検討、具体的な内容について皆さんの前に提示し、ご議論いただきたいと思います。

次のページ、先ほど 11 ページに示しました理念でございますが、事務局案としては、三つ考えております。これはあくまでも事務局の案でございますので、これがすべてでございません。皆さんのもっとすばらしいご意見を頂戴しながら理念を考えていきたいと思っております。

(市川会長)

どうもありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありましたが、これについて、質疑、ご意見を伺いたいと思います。先ほどの、理念というかスローガンについては、別にあとで議論したほうがいいと思いますので、これ以外のところでご意見、質問を伺いたいと思います。委員の皆さん、いかがでしょうか。

(島田委員)

11 ページのところで、国と県と野洲市総合計画に関しての重要ポイントが、今回作ろうとしている第 2 次の基本計画の目標とどうつながっているかということがすごくわかりやすい表だと思っております。この内容について変えたほうがいいという意見ではないのですが、次の 12 ページで四つの基本目標を掲げて、次回重点プロジェクトの議論をしていくうえで、基本目標 4 の、環境教育・環境学習というのは、ここの 11 ページのとおり、野洲市の総合計画におけるすべての項目につながっていくという位置づけになっております。

そしてこれは、あとで詳しく目標 1、2、3、4 と書いていくものですが、結局、基本目標 4 というのは基本目標 1、2、3 すべてにつながってくるものですので、四つというのはわかりやすいと思うのですが、4 だけはどちらかというと、1 でも 2 でも 3 でも土台といいますか、それぞれ環境学習の推進による市民活動の促進があってこそその達成目標だと思いますので、その点を常に意識しながら、次の重点プロジェクト考えるうえでは、そこを忘れないようにしたほうがいいなと思っております。

なぜなら、去年度に現行プロジェクトの問題点をいろいろ洗った際、動いていないプロジェクトなどがたくさんあったのですが、もしこのままで目標 1、2、3、4 別々に基本プロジェクトの話していきますと、また前回と同じように、環境学習推進と言いつつ、よく見たら地球環境とか循環型社会とつながっていたりということがあります。ですので、それぞれ四つ議論はするのですが、4 の環境学習だけは今後プロジェクト考えるうえでは、3、2、1 につながっていくということを意識してほしいと思います。これは次回の資料のときのお願いですが、現行プロジェクトの評価及び新たな施策を踏まえて今後検討する際に、その現行プロジェクトが、1、2、3 にどう繋がっているかということを示してほしいと思います。多分、現行プロジェクトも、目標 1、2、3、4 ときっちり割れないと思うので、その辺りを、一覧表みたいなものを作って、どういうふう

に基本目標にかかわってくるのか、1 だけ 2 だけというふうに分けられずに繋がっているものとかもあると思いますので、その辺りを議論できればいいのではないかと思います。

具体的に言いますと、地球環境も循環型社会も、結局この目標 1 の環境配慮型の生活とか、地域美化とか、そういうのも全部どちらかというと環境学習があつてこそその目標の達成だと思いますので、もちろん分けてこういうふうに示すのはいいのですが、どこかに目標 1、2、3、4 間のかかりとといったところが、最終的に計画が冊子になるときに一つ説明が加えられたらもっとわかりやすく、今後のプロジェクトの推進の検討にも役に立つのではないかと思いますので、その辺りをご考慮いただけたらと思います。

(市川会長)

基本目標 4 が 1、2、3 すべてにもかかわっているという中で、4 の位置づけというのはどうなっていますか。

(吉川課長)

おっしゃるとおりだと思っています。一つのことだけを、例えばリユースとかりデュースとか、施策だけやってもだめなので、きちっと市民の皆さんに理解していただくことを積み重ねたうえで、そういう施策は成り立ってくる、というようなことかと思って聞いておりました。そういう意味では、すべてのものには 4 という学習教育にかかわってくる、活動につながってくると、そうしていますので、わかりやすいようにまた工夫してまとめていきたいと思っています。

(市川会長)

ほかはいかがでしょうか。

先ほど、今日欠席の岸本委員の意見を紹介されて、15 ページの里山から琵琶湖へつながるといふ、ここは大事だということと、それから水環境という、単に川とか水の独立した水環境ではなく、里山から河川に繋がって、農地にも繋がって湖にも繋がるという、この繋がりを大切にしないという、非常に私も同感だと思います。そういう意味で 15 ページの左側の一番上「生物多様性の維持・向上」はちょっと別かもしれませんが、「里山の保全」、「河川、琵琶湖の保全」、「農地の保全」というここが、ここもやっぱり繋がりがじゃないかと思っています。だからここを並列に書かれると、やや繋がりが見えてこないのので、ここはちょっと工夫されて、里山から河川、農地へと繋がって、琵琶湖へ流れていくという、循環までいかなくても、上流から下流へ行くという、そういう繋がりがわかるような図にしたほうがいいと思いますがいかがでしょうか。

(吉川課長)

わかりました。今、さっきの島田委員のお話と同じことで、繋がりがということがわかるようにしておく必要があると思いますので、ちょっとその辺りはまた工夫をしたいと思います。

(井狩専門員)

それぞれ現行の基本計画で、部会がそれぞれございまして、山部会、琵琶湖、それから緑というような、それぞれの活動拠点が違っておりました。それぞれで活動が活発に行われているとい

う現状でございますので、それらの活動内容を評価しながら、こういった区分で書かせていただいております。本来それは野洲市全体で繋がって、一つの環境、自然という形になるのが一番理想的にふさわしいというように思っておりますので、このあたりをもう少し繋がりが持てないかということも検討しながら、次期計画の構図考えてきたい、とこのように思っております。

(市川会長)

ほかのどこの町でも市でも、みんな並列に書かれていて、面白くないというか工夫がないので、やはり野洲市は環境に力を入れているので、そこはちょっと一步上の、レベルの高いところ狙われまして、いい図を作っていただけたらと思います。

(吉川課長)

特に今、松沢委員が特にご存じだと思いますが、漁民の森っていうのがありまして、漁師というか、海で働いている方が山の植林にかかわっておられます。そういう意味では一つつながっているという、一つの良い事例はありますね。そういったことも野洲らしさとして積極的に出しながら検討したいと思います。

(市川会長)

松沢さん、いかが。

(松沢委員)

こういうペーパーにしようと思えば、並列で書かざるを得ないところもあると思いますが、ちょっと工夫して、全体的な中でいろいろな分野で関わっているというような書き方はできると思います。

今、現状でやっているのはもちろん、つながりなのです。野洲でやっていることは、山から川のまさに流れで、それも家棟川という野洲の中の 8 割以上を抱えた川を中心に、つながりで環境を直していくという面でもあるので、今から初めて何かを作るというものではなくて、今まで 10 年間の経験の中から、多分、まあまあわかりやすくできると思います。

新たにこうして書くと、確かに初めて見られる方は、よそと一緒にだとか、いろいろ感じられると思いますが、我々やっている者が見た場合は、これはまさに繋がったりというふうに見えますので。ただ初めての人が見たときに、そういうことがわかるような書き方をしていただければいいことじゃないかなと感じています。

(市川会長)

では、事務局も次回の資料で、いい図を作ってください。

ほかのご意見はいかがでしょうか。

(富田委員)

私は去年から 2 年目ですが、本当に野洲というのは、私は神戸の方の出身で縁あって結婚前からいるのですが、何か非常に誇りに思うような自然といいますか、英国のナショナルトラストの

ようにそのまま置いておきたいと思うようなところがたくさんあって、その中で守りながら開発されているように思います。本当に隣の町とは全然違うものがあって、さっき会長もおっしゃったように、高速を走ってこの三上山見えてきたら、帰ってきたというふうに思えます。

そんな中でこういうことを、うちも農家ですが、農家であれ漁業であれ、本当に所得の少ない中で守っていく、自然を守っていくのも、なかなか本当に大変ところがあるけれど、皆頑張っています。また守らなければならないものがあるというのは、非常にしんどいけれどありがたいことだと思います。もう守らなくてもいい、どんどんやってくれっていうような所ではなくて、非常に誇りに思えるところに住ませていただいているなあと思います。

そんな中でちょっと今、工場跡地の問題が出ていますが、農業であれば農薬を逃さないように、しかもその農薬もどんどん危険なものを使わないように、こだわり農業とかいうのも頑張っていてありますし、行政、農協、それから共済組合、そういうものが一体となって、守らなければいけないという認識は非常に高いものがあると思います。

普段から水管理は、祇王井川のほうでは、自分の田んぼだけではなく、川のほうへ水がきれいに流れているかというのを、ごみを拾いながら、皆当番で回っていますし、非常に、皆、意識高くやっていただいていると思います。さらにそういうところで、こういう計画をまた作っていただけたというのは、本当にありがたい、誇り高いことだと思っています。

(市川会長)

どうもありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

(水島委員)

野洲の環境基本計画、こういう基本のことをするのであれば、このように書くのが一番いいのではないかなと思います。繋がりを重きに置いて。ただ次回からの、この重点プロジェクトの検討に入ってからの方が、問題があるんじゃないかなと思います。と言いますのは、現行のプロジェクトの体系。前回データも出ましたが動いていないプロジェクトをどうするか。これは大変重要な問題だし、すぐ即座に解決できる問題じゃないこともあると思うのです。基本計画の目標としては、私は繋がっている、これでいいんじゃないかなと、私個人では思っています。

(市川会長)

次回の課題ですね。

(市川会長)

では、12 ページの基本理念、スローガンについて、資料の 18 ページに出ています。これは現在市のほうで作った三つの案ですけれども、別に今日決めるわけじゃなくて、意見を言っておけば、また市のほうがいろいろ考えていただけたと思うので、この三つの案について、今日はもう意見の言っぱなしということにいたしますので、何かございましたら、よろしくお願いいたします。

(東郷委員)

私は主婦として生活の中で、洗濯したり料理したりして、ごみが出たり排水が出たり、それこそトイレなどいろいろありますが、やっぱり住んでいる住民が、個々に規則を守って、豊かな暮らしができる前提として、そういう環境を守るとかごみ分別とか、そこそこの通常の決まりを正しく守って、協力していけばいいかなあと思います。

今、コイが泳いでいるんですね。これもいいことだなと思います。水島さんに聞いたら、アユを遡上させるという計画があると聞いて、そこまで水がきれいになる、アユは水がきれいでないと育ちませんので、すごく水環境は良くなっているのだなあと思います。カルガモや水耕栽培とか、農薬をできるだけ使わないとか、化学肥料を使わないとか、いろいろなを見学に行きました。農薬は、草が生えないようにいろいろ薬をまきますが、農家の人はここにまいているからこのは食べたら駄目だと知っていますが、他の住民は知らずにフキとか採ります。薬をまいているところまで入って摘んだりしているんですね。農家の人に、絶対このは摘んだら駄目だと聞くと、どこまでが安心して、農薬を使っていいのかなあとか思います。

私は生活学校で、ぬかと腐葉土と混ぜて、生ごみを出さないように、肥料を作っています。そうすると、5 分の 1 ぐらいに生ごみが減るんです。それは環境にも優しいし、化学肥料を使わないし、いいことだなあと思って、今はもう 5 年ぐらい続けています。やっぱりそういうふうにして、個々の住民が少しずつ、そういうふうに取り組んでいくといい環境ができるんじゃないかなあと思います。

(市川会長)

それは、自然と暮らしの調和とか、その辺りですね。人と自然の調和とか。

(東郷委員)

そうですね。

(松沢委員)

上と下を入れ混ぜたら良いのでは。

一番は人と自然が調和した、というところまでは、私個人的には良いと思います。そのあとみんなで育むまち、という。

(市川会長)

今日いろいろ意見をいただければ、また考えていただけたと思います。

(委員)

例えば豊かな自然と暮らしが調和し、次、環境などをともに育むやすらぎのまちとか、いいところを合体させて。

(市川会長)

今の案は 1 と 3 の合体というご意見ですね、先ほど松沢委員が言われたのは、2 と 1 ですね。

(委員)

難しい言葉は使わないほうがいいような気がします。

(島田委員)

どれも結局、基本目標の 1、2、3、そして 4 のみんなで育む、みんなでやっていくという、四つの基本コンセプトが入っていますので、わかりやすくまとめていただければと思います。「暮らし」は入れたほうがいいような気がします。循環型社会とかも暮らしですよ、里山から琵琶湖へ、というのは豊かな自然でありますし。そういう、自然と暮らしと調和していて、みんなでやるっていうのが入っていたらいいのではないかと思います。

(市川会長)

基本的には、キーワードはこの三つの中に全部入っているようですし、あとこれをどう組み合わせるかということのようですので、その中でわかりやすい案をもう一度ご提示ください。

では、この環境基本計画の基本的な考え方の質疑等、これでよろしいでしょうか。そして次回、重点プロジェクトの検討というのがかなり大事になってくると思いますから、よろしくお願いいたします。

5 (2)．議事 2 農薬類製造工場跡地周辺の地下水調査について

(市川会長)

それでは、議事の二つ目、農薬類製造工場跡地周辺の地下水調査についての議題に移ります。事務局からお願いいたします。

(西村課長補佐)

では、農薬類製造工場跡地周辺の地下水調査について、今後の在り方ということで、ご説明いたします。

まず、工場跡地周辺の地下水調査の実施の背景ですが、旧三共株式会社野洲川工場では、昭和 14 年 12 月に操業を始めました。平成 15 年 3 月に閉鎖して、その間、おおむね 65 年近く農薬を製造してきたわけです。しかし、閉鎖後平成 17 年 4 月に、工場敷地内の観測井戸から、重金属類や POPs 類が基準値を超えて検出されました。これを受けまして、周辺の環境への影響を考慮して、平成 18 年 4 月から、工場跡地周辺の地下水モニタリング調査を実施しております。

調査の実施対象箇所は、平成 18 年、当初は、124 カ所において調査を実施しておりましたが、段階的に調査の箇所や、対象物質を絞り込み、平成 26 年度では、重金属類の調査を 14 カ所、POPs 類は 1 カ所の調査を実施しております。

その調査の結果であります、平成 21 年度以降、重金属類、POPs 類すべてにおいて未検出、または規定値以下となっており、唯一検出されているという野洲-8 では、総クロルデンについても規定値を大きく下回っております。

このページは工場跡地周辺地下水調査の対象井戸の位置を示しております。この赤で示しているところが工場の敷地であります。これが野洲川であります。ここ小さく見えるのが JR 琵琶湖線ということで、先ほど市長のお話もあったように、野洲川のすぐ隣というところになります。これが観測井戸であります。野洲-8 というのは、この位置になります。

次のページ、2 のマル「2」では、工場跡地周辺の地下水調査の対象物質です。それぞれ重金属類と、POPs 類、5 項目ございます。先ほども申し上げましたが、野洲-8 の観測井戸からは、総クロルデンが検出されていますけれども、最大値で 2008 年 11 月の $0.53 \mu\text{g/L}$ で、国が示しております環境水中濃度指針、 $1.3 \mu\text{g/L}$ に対しまして、2 分の 1 以下であります。

次のページ、このグラフでは、野洲-8 における調査結果を示しておりますけれども、2011 年 11 月以降ですので、ここ以降につきましては、 $0.35 \mu\text{g/L}$ 以下の数値でとどまっております。それらを平均いたしますと、 $0.26 \mu\text{g/L}$ で、規定値の 5 分の 1 となっております。

次のページ、対象物質が規定値以下の判断に移ります。仮にこれらを飲用した場合、飲用し続けた場合どうなるかということで試算をしております。このページの中程にありますように、野洲-8 の観測井戸におきまして、検出されている先ほども申しましたように、総クロルデンは $0.53 \mu\text{g/L}$ 。その数値を用いまして、体重 65 キロの方が飲用した場合、どうなるのかということになりますと、1 日当たり $6.1 \mu\text{g}$ 。体重 40 キログラムの方の場合ですと $3.8 \mu\text{g}$ 、1 日ということになります。人 1 日当たりが摂取する水の量の適量というのが、 2L ということがいわれているので、上記の量も生涯飲み続けても、健康への被害はないものと野洲市では考えております。

次のページでは農作物への影響を考察しております。環境省のホームページ、保険化学物質対策において、POPs 類の概要が示されておまして、その中に、総クロルデンの特徴といたしまして、多くの有機物資には溶けるが水には溶けないということで書かれております。また、兵庫県立農林水産技術総合センターの、収穫物に残留しやすい農薬と作付け体系と題した資料によりますと、水に溶けにくい農薬ほど作物への吸収率が低い。こういうふうに示されておりますことから、クロルデンの作物への、根からの吸収率は非常に低いというふうに考えられます。これらの野菜を摂取することで、体内に総クロルデン類が蓄積されることがないものと判断しております。しかし、ここで仮に 0.1% 吸収されると仮定した場合、このページの中程にありますように、毎日 1 株に対して $31 \mu\text{g}$ 以上の水を散水し続けられない限りは、許容量を超えることはないというふうな結果になりますので、こちらのほうも健康には影響がないものと考えております。

次のページ、工場敷地内周辺の地下水調査の今後の在り方ということで、工場周辺の地下水は平成 21 年以降、すべての調査項目において、規定値を下回っており安定しております。さらに野洲-8 の観測井戸は、実はここは散水用として利用されておまして、飲用には上下水道を利用されていることなど、総合的に判断をいたしまして、旧工場周辺の地下水による人体への影響はなく、平成 27 年度の調査をもって、工場敷地周辺の地下水のモニタリングの調査は一旦終了をしたと考えています。ただし、工場敷地内において、形質変更等が行われ、工場周辺地下水への影響が懸念される場合には、モニタリング調査の再開を検討することといたします。以上、旧三共株式会社野洲川工場周辺における地下水モニタリング調査に対する本市の考え方について、以上のように考えておるところであります。これでよいのか、皆様のご意見を拝聴したいと思います。

なお、本日多用にてご欠席をいただいております、岸本先生の龍谷大学における専門分野は水

質システムということですので、あらかじめ今回の市の判断について、ご意見をお伺いしております。そうしたところ、市の考え方としては特に問題ないだろうとのご意見をいただいていることを申し添えさせていただきます。以上ご検討をよろしくお願いいたします。

(市川会長)

ありがとうございました。ここに書いてあるように、許容量以下で、健康への影響がないので、平成 27 年度の調査において、モニタリング調査を終了する。これでいいかということについて審議を行います。委員の皆様いかがでしょうか。

(島田委員)

これでいいと思うのですが、敷地内のほうでは第一三共が POPs 類も、重金属類もずっとずっと調査していくという確証、そういう約束はされているのでしょうか。

(吉川課長)

はい。そういうふうに聞いております。工場敷地の中と、敷地と外を分けて話をしております。これは敷地の外の話なのですが、敷地の外では汚染された地下水はもうないというふうに判断している。一方で敷地の中については、今の所有者である第一三共が今後も継続して、半永久的にそういう調査をするということは聞いております。

(島田委員)

今までもそうですが、定期的に第一三共が敷地内で調査したモニタリング結果というのは、市に定期的に報告がされているのでしょうか。

(吉川課長)

はい。野洲市と県の環境事務所に報告をされています。

(島田委員)

それでしたら、多分次の報告事項に関連することになりますが、敷地内で形質の変更などはないと思うんですけれども、特に地下水などは、地下の帯水層とか水脈とか、流れなどが今後ずっと同じとは限りませんし、太陽光発電のいろんな建設をすることとなった際に、何か今まで安定していたところに変化が生じて、今まで出てなかった農薬類とか、重金属類がまた、もしかしたら検出される場合がありますので、そのときに、必ず速やかに市に連絡していただいて、それがもし来た場合、すぐに今まで測っていた敷地周辺の同じモニタリングポイントで測るという体制をしておくことが大切だと思います。そのとき今までと違う地点で測るというのは絶対に避け、同じところでないと過去と比べることができませんので、このたび終わったから、周辺の調査体制もすべて終わりではなく、この体制は常にとどめておいて、連絡もきちんとしてもらうという確約を取っておく。多分このあとの要望のところにかかわると思うんですけど、それをしっかりしておかないといけないと思います。この土地がそのままずっと今までとおりであれば問題ないのですが、このあと説明があるように、ちょっと土地がいじられるということになりますので、

そのところだけちょっと心配です。

今のこの説明に関しては、住民の方の健康リスクとかの観点で問題ないと思いますので、そのところの説明はこれで、私も結構だと思います。

(吉川課長)

次の話になりますけども、今、島田委員のほうから指摘がありましたが、ずっとそのことを不安材料に抱えているということになると問題になってくるので、今回市長からも口頭で要望し、書面でも要望もしたとおり、これを撤去する、その原因取り除いてほしいという要望に繋がっているところです。

(山仲市長)

この件は時間差がありまして、審議会の協議について私が了承したとき、次の事項はなかったのです。この問題が出たので今日提示させてもらったのですが、本当にこのままでいいのかどうか、かなり不誠実な事業所だと思っています。今の時代に相いれない。ちょうど東芝事件が起こったときだから、東芝みたいな会社だなと思いました。企業内統制が働いていないのですね。だから、重金属の観測は市が経費をもっているのですが、これまでは土地利用が全くなくて、安定していたのです。

太陽光の件も、7月3日に、私がたまたま別の職員から、三共が来ましたと聞いたから、何をしに来たかと聞いたら、実はこれで、形状変更を伴わないので、いわゆる、開発にあたらないということを担当が言っただけなんです。その辺りを考えるとこれはだめだということで、今聞き返しているのですが、一切返事がないし、地元自治会の説明会にもそんなことを言っていない、かなり重大だと思っていますので、今、島田先生も言っておられたように、通常問題ないんですが、そのままでいいのかどうかは少し検討の余地がある。その後の変化と三共の要望に対する対応を見ながら、少し検討しないといけないかも知れません。

(市川会長)

では、審議はどうされますか。今日ここで結論などは。

(山仲市長)

この報告を出していますが、次の状況を見ながらということで、今日は現状報告にとどめさせていただくほうがいいのかと思います。

(市川会長)

じゃあ、保留ということといたします。

(山仲市長)

今、島田先生が言われたことも生じますので。形状変更しないと言いながらも、何をするかかわからないし。

6（１）．報告事項 旧三共株式会社野洲川工場跡地に係る要望について

（市川会長）

では次の報告もしていただいたほうがよろしいですね。

6 番目、報告事項の一点目、旧三共株式会社野洲川工場跡地に係る要望について、事務局から説明をお願いします。

（西村課長補佐）

資料 3 になります。ほぼ市長が今お話されましたが、要望の概要です。

旧三共株式会社野洲川工場敷地内で埋設されている、汚染土壌の全面撤去について、野洲市長の名で 8 月 4 日付け、第一三共株式会社代表取締役社長に要望したということを、報告をさせていただきます。

第一三共より提示された、土地利用の計画の概要であります。資料 3 にありますように、野洲市野洲にあります旧三共株式会社野洲川工場跡地の面積としては、6 万 4000 平米の敷地において、太陽光発電事業所については第三者により運営されるものということで、4000 キロワットの設備規模であります。

要望書提出までの経過といたしましては、7 月 3 日に市に対して内容説明があり、7 月 22 日に市長に事業計画の説明をされた際、市長より敷地内に残存している汚染土の全面撤去を口頭で申し入れをしております。その翌 23 日に、第一三共が地元説明されているということでもあります。8 月 4 日に滋賀第一三共に対しまして、別紙 2 枚、次のページにありますように、書面にて要望書を提出しております。今回、第一三共株式会社に要望書を提出したことにつきましては、本日、市議会の勉強会においても報告しておりますし、また併せて地元自治会にも既に報告をしておるということで、申し添えさせていただきます。

資料 3 の 2 ページの中程に、旧三共野洲川工場跡地にかかる土壌汚染対策の経緯、また資料マル「1」で工場跡地の地図、その裏側になります資料マル「2」において、同工場跡地での土壌汚染対策の概要を詳しく示しておりますので、内容はのちほどご覧いただきたいと思います。

以上、旧三共株式会社野洲川工場跡地における要望についてということで、ご報告させていただきます。

（市川会長）

ありがとうございます。確認ですが、8 月 7 日に要望書を出されて、その返事がないのですか。

（吉川課長）

はい。まだありません。

（山仲市長）

不思議な会社でしょ。今は医薬専門になっていますが、もともと三共製薬は医薬と農薬をやっていて、医薬部門だけ残して、農薬は別会社に売却をしています。

昭和 30 年代は環境法制がない時期ですから、うやむやになっていますね。発電事業にしても一定の土地利用が伴いますし、今でもまだ若干課題が残っているわけですから、所有者が変わってしまったら遡及のしようがない。ぜひ滋賀県ももうちょっと頑張ってもらいたいですけども、滋賀県が頑張らなかったのも、今こうして頑張っているのです。しかし恐らくなしのつぶてではないかなと思います。企業の統治としては全く不思議ですね。

(松沢委員)

これは、申し入れしていても、黙って太陽光発電をそのままやられるということはあるのですか。

(山仲市長)

あり得ますね。

(島田委員)

今回の場合、ピットがある位置が、きっちりわかっているのは確かに幸いなところではあるのですが、ただその第三者に太陽光発電の事業が引き継がれたときに、ここにこういうものが埋まっていて、こういうピットを傷つけないようにというか、上手にこれを絶えず考慮して、太陽光発電の施設を作っていくてくれるとは思いますが、例えば連絡がうまくいかなくて、何も無いものとしてどんどん埋め立てられたりしないでしょうか。太陽光発電って、上にただ置くわけじゃないので、巨大な、多分きちっと杭を打って、基礎を作ると言うんですよ。その場合に地面が掘り返されるわけですので、これらの会社の良心というか、そんなところに委ねていいのだろうかとも思います。この事業計画は、どういうふうに太陽光パネルを並べるとか書いていなかったのですか。

(吉川課長)

ちょっと補足させていただきますと、太陽光パネル 1 万 5820 枚という計画です。

土壌汚染対策法でいくと、3000 平米以上土を動かしたりすると規制に該当するんですけども、滋賀県の公害防止条例はさらにそれに厳しい縛りがあり、100 平米かつ、50 センチ以上土を動かすと、届け出がいることになっています。

この太陽光発電は、基礎を置いて、パネルを並べるというもので、基本的に掘らない計画です。だから、100 平米かつ、50 センチという厳しいそのチェックもはずれているんです。唯一アースを設置しないといけませんので、アースの設置に関しては、92 平米で 45 センチ程度掘るとのこと。このレベルだったんですね。だから、ほとんどこの提案に関して、制度とか法律でブレーキをかけることが難しかったというのが現状です。

(島田委員)

そうですね。なかなかまいことしてやられた感じですね。しかし、土地としてはやはりピットが埋まっているので、今まで第一三共がずっとモニタリングしていたものが、今後も地下水の調査をするというのが引き継がれるのかもすごく心配です。譲渡したらもう義務が終わったとい

うことになっていないか、それもすごく心配です。

（吉川課長）

市で聞いている話では、所有者は第一三共がそのまま持ち続けると。上のほうは第三者の会社が太陽光発電事業をやるというふうになっています。

所有者である第一三共は、地下水のモニタリングを責任持って、今後も永久的に地下水のモニタリングはすると。で、何が出ているかといいますと、エンドリンという有害物質が確認されています。これは規定値を超えていて、活性炭除去をしていると聞いています。そういった処理をしたうえで、水路に流しているということです。恐らく規定値以下に抑えている。これはチェックしてある。ただ、やはりずっと高止まりの数値が出ているようなので、永久的にやらざるを得ないという説明をされているところです。

（島田委員）

それで何も出ていなくても、市に必ず定期的にデータを提供するということですね。ただもっと心配なのは、土地が第一三共のものじゃなくなった。知らない間に転売された場合はうやむやになりますよね。その辺がすごく心配なところですよ。

（吉川課長）

そのところが、ちょっとさっき話ありましたが、県の公害防止条例に、特定有害物質使用地台帳というのがある。台帳を作っておられまして、過去に有害な農薬類等作っていた工場については、台帳を設けて、そこでチェックが入っている。基本的に水質に関しては、南部環境事務所が所管されていることになりますので、基本的には、情報としては、南部環境事務所のほうに提出されるんですけど、同時に野洲市のほうにも提供いただいているという状況です。

（島田委員）

それなら大丈夫だと思いますが。

（松村委員）

うちの事務所としましても把握しておりますし、常に市さんとは、情報を密にして、情報の共有に努めて、何か起こったとき、すぐに対応できるような体制ですね。そういうことでやっていきます。

（島田委員）

よろしくお願いします。事業者の三共のほうも、何かあったときに、常にずっと定期的なモニタリングデータがあった場合、検出されていないというその情報も大事なのです。住民の安心もだし、逆に何かが起こって、急に出てきた場合でも、その原因が、たとえば三共の原因じゃなくて、自然環境の問題かもしれませんし、災害とかいろいろ、今後極端な気象が起こってどうなるかわかりません。常に長期的なデータがあるということは、一つは住民だけじゃなくて、企業のほうも自分たちの責任を明らかにする際にも必要です。その意識が、最近よくモニタリングの予

算削減というか、短期的に見たら、すごく出費なのでやめようということを考えられる傾向があるので、長期的視野にとったら、住民側も、企業側もメリットがあるということを認識していただきたいです。

(松村委員)

先生のおっしゃるとおりですね。企業としての、自らを守るために自分の管理をどうやるということを、きちっとされていかなきゃならないというのは、私も思っています。だから、それについてきちっと伝えて、管理するというかたちで話はしようとしています。

(島田委員)

その辺、よろしくお願いします。地下水の問題なので、地面の下の地下水というのは、今出ていないから、もうそのまま永久に何もないかという、絶対違います。特に地面の下の水脈とかは変わっていきます。たとえその地で何もなくても、周りの違うところで大規模開発が起こった場合に、水脈が枯れたり、変わったりする場合がありますので、こういう不誠実な対応等があるかもしれませんが、常に監視する、そこのところはどの会社になろうと守っていただきたいことを、野洲市側からも念を押して、何か書面で、今、返事がなくても出しておくということは、とても大切だと思います。そしてできたら第一三共のほうからも何か回答を、わかりましたというような、約束を取りつけていただきたいと思います。

法律上、何の問題もないのかもしれませんが、本当にすり抜けられても困りますので、よろしくお願いします。

(山仲市長)

なしのつぶてで、そのままのつもりはないのですが、さっき申し上げたように、通常の社会的責任からしたら、法律の網をくぐるという、この対応はちょっと信じがたいですので、これは正面からきちっとやっていこうと思います。

(島田委員)

よろしくお願いします。

(委員)

この地下ピットですが、法の改正がありましたよね。地下に浸透しない装置ということで、そういう構造になってるんですかね。

(松村委員)

いや、そのピットではなくて、その水質汚濁防止法でも、同じく有害物質を使ってる特定施設の、その水が地下浸透しないように対策工事がされるのは、この水質汚濁防止法の対策でございいます。これについて、もうはるか以前の対応になってますし。ただ一方で言えば、地下ピットはコンクリート構造のものなので、基本的には廃棄物処理法という、ちょっと法律的にはなじまないかもしれませんが、遮断型ということで、完全に囲ってしまう、天面もコンクリとかで、そ

ういう構造でやるケースがあるんです。ちょっと水質汚濁防止法の構造基準というよりも、そういう有害物質を含むは別にして、そういうきちっとした遮断型の構造の施設もあることはあります。で、平成4年当時に見さしてもらいましたんで、それについて廃棄物処理という前提ではなくて、そういう技術的にもございますので、それを基にしたかたちで作られたんではないかなと思うんですけども。そのピットというの。コンクリの箱を作ってしまったということですね、地下に。それを埋めて、そこに入れてるという状況だと思う。

だから、水質汚濁防止法という話でなくて、要するにそういうコンクリートで、きちっとしたかたちで囲ってしますと、そこで封じ込めてますという状態になっているかということ聞かせてもらったらいいと思います。

(富田委員)

以前でしたら、三共の職員がたくさんいましたよね。だから、目に見える人がたくさんいましたが、今あそこだけ見ると、何もありませんけど、交渉相手というのは地理的にはどのあたりの人なのですか。遠いところですか。

(吉川課長)

今管理されている社員さんは1人です。今は本社管理になっていまして、従前は、お勤の方は市にもたくさんいらっしゃいましたが、現在では1人ですね。多分管理しているだけです。

(富田委員)

では、交渉している相手というのは、東京の方ですか。

(吉川課長)

東京の方ですね。

(富田委員)

だから、本当に何かあったときには、すごい地理的にも顔の見えない相手とやっているようなイメージではないですか。

(吉川課長)

お話しするときはこちらのほうにきていただくということになります。

(富田委員)

だから、顔の見える生産者とかいうのと全然違って、この話を聞いてると、相手にしてもらえないというようなイメージがどうしてもあります。

(山仲市長)

相手にしてくれてないですよ。だからあんな説明会に突然来て、こんなことを言うのです。要請したから来たんですよ。私が具体的に説明してほしいと。その時の資料も、私が見たらいっぱい問題がありました。だから、そこを指摘したのでやってきたわけで、整合性が取れていない。

最初何を言ったかという、その資料直してきましたという。そもそも社の考え方と方針をということだったので、全然です。今本当にこんな企業あるのかとびっくりしますね。だから、やっぱりこれは企業の社会的な責任として、きちっと糺していかないといけないと思っていますし、今、庶民的な観点から言っていたいただいた個別の問題があります。それと、農薬を除外するときも、支出をしぶっていたんですよ。本当に企業の社会的責任としては、すごくお粗末。それと今、富田さんがおっしゃるように、番をしている人はやはりきちっと、例えば管理事務所というのがあればいいんですが、それもないようなかたちでやろうとしているあたりは、やはり心配や懸念することがたくさんあります。今これを出したものが帰ってきてない状態ですので、このままで終わらせるつもりはしておりません。

(市川会長)

市としてはもう少し第一三共さんとやりあっていただくということですね。

(山仲市長)

むしろ、何かアドバイスがあったら言っていただきたいです。

また何か動きがあったらご報告させていただきます。

(山仲市長退室)

**6 (2). 報告事項 新野洲クリーンセンター建設工事スケジュールについて
平成 27 年度生活環境影響調査事後調査結果について
野洲クリーンセンター解体計画について**

(市川会長)

それでは報告事項の二つ目の新野洲クリーンセンター建設工事のスケジュールについてご説明をお願いします。

(南井専門員)

クリーンセンターの報告事項ということで三点ありますが、まず一つ目の新野洲クリーンセンター建設工事スケジュールということで、資料の 4 の 1 です。まず全体工程表ということで、新クリーンセンターの竣工は平成 28 年 10 月の予定ですが、おおむね平成 28 年の 3 月までを示しております。平成 27 年の 3 月末に全体の実施設計が上がりまして、4 月から詳細設計に入っております。安全祈願祭を 4 月 16 日にいたしまして、その同日に建築確認の確認済証が交付されております。

そこから、まず 5 月の上旬から熱回収施設のほうですけども、土木建築工事ということでごみピットの掘削を始めております。掘削、山留め行ってきました、ごみピットが掘りあがりまして、ごみピットの躯体の立ち上げとなります。ごみピットの躯体が上がってくるのが 11 月頃ということで、11 月の中旬になりますと、鉄骨の建方が始まります。そのあと、躯体を GL、ごみピッ

トの GL から、ごみホッパーのほうに上がっていきます。また煙突のほうも施工していき、大体 2 月の半ばぐらいに外部の足場が解体できると思っています。

次に渡り廊下、計量棟、車庫棟ですが、5 月の中旬ぐらいから地盤改良杭のほうが進んでおりまして、今現在、基礎の部分のほうを、コンクリートを打設しております。そしてリサイクルセンターのほうの地盤改良杭のほうを 5 月の下旬ぐらいから取りかかってまして、6 月上旬には地盤改良終わりまして、そのあと、現在、基礎のほうになります。そして、リサイクルセンターのほうは、10 月ぐらいに鉄骨工事が終わって、そのあと破砕機室の躯体、そして内部をして、こちら外部の足場が解体できるのが 2 月頃になります。

そしてプラント工事のほうですけれども、熱回収施設のほうは 11 月の中旬から、炉体の鉄骨工事が入りまして、そのあと燃焼装置等機器を順次据えつけていきます。それからリサイクルセンターのほうは 9 月の下旬ぐらいですね。供給コンベアに、あるいは低速、高速の破砕機関係を先行して入れまして、そのあと、機器の据えつけ、電気計装関係の工事を進めていくというようなことになっています。

そして今現在の進捗状況ということで、裏面に写真付きの情報を、野洲市のホームページにも掲載しているものですが、今現在の 7 月末の時点での進捗はご覧のとおり状況です。写真は 7 月 31 日に撮影したもので、左手奥のほうはリサイクルセンターになりまして、基礎コンクリートを打設しております。そして右側が、熱回収施設を掘り下げておりまして、地下 15m まで掘っていて、最終掘り下げていってある状況になります。

進捗としましては、事業費から算出した進捗率ということで、7 月末時点で 7% という進捗状況です。以上、簡単ですが新野洲クリーンセンターの建設工事のスケジュールを報告いたしました。

続けて資料 4 の 2 です。平成 27 年度の生活環境影響調査事後調査の結果ということで、現時点で調査の報告が上がっているものが一点、タコガエルの春季の調査結果です。5 月 7 日木曜日午前 9 時から 12 時で現地調査を実施いたしました。今回の調査では、この写真のとおり、川沿いの 3 カ所でタコガエルの生息が確認でき、また 1 カ所で鳴き声の確認ができました。昨年の 5 月に参加された調査担当の方から、昨年は水量も少なく落ち葉もなかったが、今年は水量もあり、適度に落ち葉も堆積していたことから、タコガエルの生息地としてよい環境であったのではないかという意見をいただいております。これは確認している状況です。そして、確認地点は下の地点でございました。春季と夏季と年 2 回予定しており、また夏季については、9 月上旬に調査をする予定です。

資料 4 の 3「野洲クリーンセンター解体工事調査計画の概要について」ということで、新センターが平成 28 年 9 月に稼働したあと、今のクリーンセンターは 10 月以降停止をしまして、速やかに解体工事を行う予定でございます。そのスケジュールですが、現在工事を発注するための計画策定と設計を実施しております。今の時点は解体工事調査計画設定業務というのをやっておりまして、併せて現在事前調査をやっています。事前調査から工事計画書を作成して、工事の発注書を策定して申請します。そして来年度、解体工事を発注いたします。おおむねの仮設工事から、環境モニタリングの解体前、解体中、解体後、その場合に、付着物の除去等を行って、順次施設を解体してというようなことで、仮設工事から大体 1 年という予定としておりますけれども、

さらにちょっと、1年半かかるかもしれませんが、今のところの予定です。

事前調査ということで、今回、解体工事計画の作成にあたりまして、焼却施設内に付着したダイオキシン類の濃度の管理区分を設定するために、調査を行いました。施設の中と、施設の周辺で行いました。そうしますと、下の表ですが、大気4カ所、土壌4地点において、大気については環境基準以下で問題ないのですが、土壌については環境基準値1000に対して、地点3煙突の裏側のところですが、外のこれは920TEQということで、環境基準を下回りますけれども、環境基準を調査指標値の250TEQを超過しておりました。

この原因としては、現在の排ガス、及び、大気の測定結果から、ダイオキシン対策の、平成13年以前の煙突から排出されたばいじんが堆積したものと推測されますけれども、詳細については、早急に第三者機関、野洲市大篠原地域環境保全対策委員会、こちらの8月の31日10時から、野洲クリーンセンターにおいて開催をしていただきまして、そこで検証をしていただいて、関係法令に基づいて追加調査を含め、行っていく予定でございます。

そして解体工事の仮設養生のイメージということで、解体工事に伴って発生するダイオキシン類を含む粉塵が、外部に漏洩しないよう、建屋全体を密閉して、換気設備を設け、建屋内を常に負圧に保つ、こういうような確実な漏洩対策を実施する。また場内を洗浄する水も排出時に処理をいたしまして、洗浄水として再利用するというような計画をするということになってます。

解体工事においても、解体工事中のモニタリング計画があるんですけれども、解体工事中もこのようなかたちで、実施する予定をしております。モニタリングを行いまして、実施していくということです。また解体後の敷地土壌に汚染がないか確認するため、ダイオキシン類の測定と、重金属について土壌汚染対策法にもとづき測定していくということで、これは一応案ですけれども、モニタリング計画を進めているということでございます。簡単ですが、以上報告させていただきます。

(市川会長)

ありがとうございました。報告事項の二つ目、三つ目、四つ目まとめてご報告いただきました。何かございますでしょうか。

7. その他

(市川会長)

よろしいでしょうか。それでは議事次第の7番目、その他ですけれども、野洲市の環境にかかわる何かこの際発言したいことがあれば、よろしくお願いいたします。

(市川会長)

よろしいですか。ちょうど時間も4時前ですので、これで事務局のほうへ返します。

8. 閉会

(吉川課長)

長時間にわりまして、ご議論いただきましてありがとうございます。それでは閉会にあたりまして、野洲クリーンセンター所長の中井がご挨拶申し上げます。

(中井所長)

野洲クリーンセンター中井でございます。本日委員の皆様におかれましては、限られた時間でもございましたが、慎重にご審議を賜りまして誠にありがとうございました。本日も議題の第2次野洲市環境基本計画につきましては、市の重要施策の一つでございます。環境の保全に関する施策を総合的に、かつ、計画的に推進するための指針というものでございます。本日委員の皆様からいただきました貴重なご意見につきましては、環境基本計画策定におきまして、十分反映させていきたいと考えておりますので、今度ともそれぞれの立場からご指導を賜りますようによろしくお願いを申し上げます。

本日皆様からいただきました課題、ご意見を踏まえまして、計画の具体的な施策内容にさせていただきます。ご審議を賜りたいと考えておりますので、ご協力、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが閉会の挨拶にさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

以上。